

身体拘束等の適正化に関わる指針

1. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものであるという考えのもとに、当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 身体拘束の定義

身体拘束とは、利用者の身体の動きを封じて行動を制限する行為を指し、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、利用者に危険が及ぶような緊急やむ負えない状況の時は、臨時の委員会を開催し家族への説明同意を得て行うものとします。

3. 身体拘束の記録と再検討・解除

身体拘束に対する記録は法律上義務受けられており、拘束の方法や時間、理由、家族等との話し合い内容や同意などを看護記録に残します。また早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除します。

〈身体拘束禁止対象となる具体的な行為〉

- ア) 徘徊しないように、車いすやいす・ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- イ) 転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- ウ) 自分で降りられないようにサイドレールで囲む
- エ) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないよう四肢をひもなどで縛る
- オ) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミソンの手袋等をつける
- カ) 車いす・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- キ) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- ク) 脱衣やおむつ外しを制限するために介護服(つなぎ)を着せる
- ケ) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢をひもで縛る
- コ) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- サ) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

4、身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します

5、設置目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員延滞の指導

6、身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は3か月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催します。

緊急やむを得ない事態は、職員より管理者に連絡し、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

7、身体拘束適正化検討委員会

- ア) 管理者(事業所管理者)
- イ) 虐待防止委員会と兼ねる
- ウ) 委員3人、任期を3年とし再任を妨げない
- エ) その他、管理者が必要と認める者

8、研修の実施

- ・職員の人権擁護に対する資質向上のため、年に1回以上の研修を開催し、自己啓発に努める
- ・新入職員には定期開催に関わらず身体拘束の研修を必ずおこないます

9、当指針はいつでも閲覧できるよう事業所内で掲示するとともに、HP等にて公表する

附則

この指針は、2024年4月1日から施行する
一部変更の上、2024年5月20日より施行する